

平成25年第2回臨時会

# 大多喜町議会会議録

平成25年 2月20日 開会

平成25年 2月20日 閉会

大多喜町議会

## 平成25年第2回大多喜町議会臨時会会議録目次

### 第1号（2月20日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会及び開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
日程の追加	15
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
閉議及び閉会の宣告	18
署名議員	19

大多喜町第2回臨時会

(第1号)

# 平成25年第2回大多喜町議会臨時会会議録

平成25年2月20日(水)

午後3時00分 開会

## 出席議員(12名)

1番	根本年生君	2番	正木武君
3番	吉野一男君	4番	麻生勇君
5番	野村賢一君	6番	江澤勝美君
7番	志関武良夫君	8番	渡辺泰宣君
9番	吉野僖一君	10番	山田久子君
11番	野中眞弓君	12番	小高芳一君

## 欠席議員(なし)

## 地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	花崎喜好君
企画財政課長	小野田光利君	産業振興課長	菅野克則君
教育課長	高橋啓一郎君		

## 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋謙周	書記	大竹義弘
------	------	----	------

## 議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 大多喜町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

日程第4 議案第2号 大多喜町養老溪谷観光センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 3 号 平成 2 4 年度大多喜町一般会計補正予算 (第 1 1 号)

追加日程第 1 発議第 1 号 大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

---

◎開会及び開議の宣告

- 議長（小高芳一君） ただいまの出席議員数は12名です。したがって、会議は成立しました。  
これより、平成24年第2回大多喜町議会臨時会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。

(午後2時56分)

---

◎行政報告

- 議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

- 町長（飯島勝美君） 平成25年第2回議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、第2回議会臨時会を招集させていただきましたところ、議長さんを初め議員各位の皆様には、公私ともにご多忙の中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから議員各位におかれましては、町政運営につきましては、多方面にわたりまして大変ご支援、ご協力をいただいているところでございますが、改めまして御礼を申し上げる次第でございます。

まず、行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承をいただきたいと思っております。

さて、国及び県では、本年度の大型補正予算や平成25年度の予算審議が、現在開会中のそれぞれの議会で審議中でございますが、東日本大震災からの復興、復旧及び景気回復に向けての経済対策等が多く盛り込まれる予算となる見込みでございます。

本町の平成25年度予算においては、投資的事業の縮小により、予算額は減少する見込みですが、来月開催予定の定例会に提案をさせていただきます。

それでは、本日の臨時会の会議事件でございますが、条例制定が2件と一般会計の補正予算を提案させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（小高芳一君） これで行政報告を終わります。
- 

◎諸般の報告

- 議長（小高芳一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会臨時会以降の議会関係の

主な事項は、お配りしました議会諸報告によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち2月14日に開催されました、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の関係につきまして、11番野中眞弓君から報告をお願いします。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 平成25年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会が2月14日に開かれました。議案は5議案ありまして、地方自治法による字句の訂正などが1件、あと平成24年度一般会計予算補正と特別会計予算補正で、一般会計は全員賛成で可決しました。特別会計については賛成多数で可決いたしました。それから平成25年度一般会計及び特別会計予算案が、それぞれ賛成多数で可決されました。

いつもは午後までかかるのですけれども、大分発言時間の制限を設けたものですから、多少の時間の延長がありましたが、午前中で終わりました。一般質問は、私を含めて2名が行いました。それぞれ補正予算一般会計予算の詳細につきましては、お手元のレポートでござらんになってください。

以上です。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小高芳一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会会議規則第119条の規定により、

3番 吉野一男 議員

4番 麻生 勇 議員

を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（小高芳一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定しました。

---

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第 3、議案第 1 号 大多喜町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、議案綴り 1 ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第 1 号 大多喜町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

まず、本文に入る前に提案理由のご説明を申し上げます。

現在、議員及び会派に交付される政務調査費は、大多喜町議会政務調査費の交付に関する条例に基づき、平成13年度から交付されておりますが、この度、地方自治法の一部が改正され、「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改められ、交付の目的が「議員の調査研究に資すること」に、「その他活動」が加われる等の改正があり、政務調査費を充てることができる経費の範囲を、条例で定めることとなったこと、及びその政務活動費については、議長が使途の透明性の確保に努めることとなり、所要の規定を条例で定めるものでございます。

なお、本条例の制定に伴い、従前の大多喜町議会政務調査費の交付に関する条例は廃止するものでございます。

本来議会関係の条例等については、議員発議で上程されるところでございますが、本条例案は政務活動費の交付決定及び交付が町長部局でなされることから、町長提案とさせていただきます。

それでは本文に入らせていただきますが、条文全てを読み上げますとかなりの時間を要しますので、事前に議案が配付されていることから、条文の内容を解説させていただき、説明にかえさせていただきます。

それでは本文に入ります。大多喜町議会政務活動費の交付に関する条例、第 1 条は本条例に定める趣旨を規定した条でございます。

第 2 条は、活動に充てることのできる経費の範囲を定める条項でございます。

第 3 条は、政務活動費の交付対象者を示したものでございます。



次に2ページに移ります。第4条及び第5条は、会派や議員に関わる政務活動費の額を、1人当たり月額3,500円に定めたものなどがございます。

第6条及び第7条は、会派の届け出及び通知に関し定めた条項でございます。

次に3ページから4ページにかけましては、第8条から第11条は、政務活動費の交付申請から交付及び収支報告等について定めた条項でございます。

第12条は、議長の調査権について定めたものでございます。

次に5ページに移りまして、第13条は、交付を受けた政務活動費の返還について定めたものでございます。

第14条は、関係書類の保存期間や閲覧について定めたものでございます。

第15条は、規則等の委任を定めたものでございます。

附則第1項、この条例は平成25年3月1日から施行する。

第2項、従前の大多喜町議会政務調査費の交付に関する条例は廃止する。

第3項、この条例の規定は、この条例の施行の日以降に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日に、前項の規定による廃止前の大多喜町議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

次に6ページから本条の別表で、第2条関係の政務活動費に要する経費に充当できる項目等を示したものでございます。

そして8ページからは、各報告についての様式を示したものでございます。

以上で本提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第4、議案第2号 大多喜町養老溪谷観光センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 13ページをお願いいたしたいと思います。

議案第2号 大多喜町養老溪谷観光センターの設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本文に入る前に提案理由でございますが、本案は、本町の観光に関する情報の発信また農林産物の販売を通し、都市と農村の交流を図り、地域産業の振興並びに活性化に寄与することを目的といたしまして、大多喜町養老溪谷観光センターを設置し、そのための管理に必要な措置を講じるため、本条例を制定するものでございます。

次に条文でございますけれども、事前に議案が配付されていることから、趣旨のみでご説明にかえさせていただきます。

大多喜町養老溪谷観光センターの設置及び管理に関する条例、まず第1条といたしまして、第1条はこの条例の趣旨でございます。この条例は地方自治法の規定により、大多喜町養老溪谷観光センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、大多喜町養老溪谷観光センターを設置する目的について規定したものでございます。

第3条は、大多喜町養老溪谷観光センターの名称及び位置を定める規定でございます。

次の14ページにかかりますが、第4条は、大多喜町養老溪谷観光センターの設置の目的を達成するために実施する事業について規定したものでございます。

第5条は、観光センターの管理を、町長が指定する指定管理者に行わせる規定でございます。

第6条は、町長の指定を受けた、指定管理者が行う業務について規定したものでございま

す。

第7条は、指定管理者の指定を受けようとする者について、指定管理者の指定手続等に関する条例により、指定を受けなければならない事を規定したものでございます。

第8条は、開館時間の規定で、開館時間を午前9時から午後5時までとするものでございます。

第9条は、休館日について規定するもので、基本的に毎週水曜日と12月29日から翌年1月3日までを休館日とするものでございます。

15ページをお願いします。第10条は、観光センターの農林産物販売コーナーを利用しようとする者について、事前に指定管理者の許可を受けることの規定でございます。

第11条は、利用許可申請に当たり、許可をしないとする場合の規定でございます。

第12条は、利用の許可を受けた者について、許可の取り消し等ができる旨の規定でございます。

16ページにかわりませんが、第13条は、許可を受けた利用者が、指定管理者に納付する利用料金の規定でございます。

第14条は、納付された利用料金について、還付しないことの規定でございます。

第15条は、許可された施設について、利用しなくなったまたは利用できなくなった場合に原状に戻す義務の規定でございます。

第16条は、観光センターの許可を受けた目的以外の利用や、権利の譲渡ができない旨の規定でございます。

第17条は、観光センターの施設、設備について、損害を与えた場合は、町に対して損害賠償をする義務の規定でございます。

第18条は、観光センターの平穏等を害する者の入場を禁止または退場させることができる旨の規定でございます。

第19条は、委任の規定で、この条例の施行に対し必要とする事項を規則で定めることの規定でございます。

附則といたしまして、17ページにかかりませんが、この条例は規則で定める日から施行する。別表といたしまして、利用料金の額でございます。備考といたしまして、大多喜町住民以外の者が利用する場合は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。

以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 先ほどの説明の中に、指定管理者というのが出てきているのですが、これは条例の制定、きょう制定するわけですね、議会を通しますね、それで初めてその指定管理者ってことで、まだ指定管理者っていうのは、団体とかそういうのは、まだ決まっていないのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 指定管理者にする者は、まだ決まってはおりません。この条例が承認いただければ公募をいたしたいと思います。その公募によりまして、審議会を開いてその審議会の中で検討をいたしたいと考えています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） それとですね、大多喜町の道の駅といったらおかしいですけど、売上に関する20%以内と書いてありますね、町内の人は20%ということで、町外の方の場合は100分の150ということで、観光客がべらぼうに高い品物を買うという形にならないですか。大丈夫ですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） この率につきましては、たけゆらの里も道の駅も150というような数字になっております。これに倣ったわけでございますけれども、やはりこれは町の税金を使って造った施設でございますので、その辺のところは町外の方がそこで農産物を販売するということになれば、50パーセントなり必要であると考えます。20パーセント以内ですから、これは例えば15パーセントとかの数字にはなるかとは思いますが、20パーセント以内ということでご承知おきをいただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

10 番山田久子君。

○10 番（山田久子君） 私も指定管理者について、ご質問させていただきたいと思います。指定管理者の業務等がうたわれているのですけれども、その指定管理者の行われる責任というのは、どの程度の範囲まで負うものがあるのかをお聞きしたいのですが。

よろしく願いいたします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 指定管理者につきましては、責任ですけれども施設の管理ですね、これは責任があります。あと施設の許可、不許可それも責任があります。先ほど使用条件のことがございましたけれども、それにしましても町長さんの承認を得るとか、あるいはまた休業の休みとかする場合も町長さんの承認を得るとかっていうところもございますけれども。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そうしますと、ここで売り上げとかそういったものに関します責任というのは、全く負うことがないということでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 売り上げにつきましては、責任はございます。やはり売り上げが売れるように、販売の宣伝、販売に対する力、それは入れなければいけないと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そうしますと、仮に赤字が発生した場合の赤字の損傷というのは、町が負う形になるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） それにつきましては、指定管理者が負うことになります。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 用地につきまして、やまびこセンターの用地の跡地だと思うのですが、この所有権というのですか、それについては町かそれとも民有地か聞きたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 敷地につきましては、町の所有でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(小高芳一君) 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小高芳一君) 日程第5、議案第3号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算(第11号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(小野田光利君) それでは、議案第3号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算(第11号)のご説明をいたしますので、議案綴りの19ページをお開きください。

平成24年度大多喜町一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正第1条、第1項であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ970万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,015万7,000円とするものであります。第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

次に第2条債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。

22ページをお開きいただき、第2表をご覧ください。先ほどの第2条での債務負担行為の補正であります。老川小学校、西畑小学校の統合に伴うスクールバスの運行业務委託を債務負担行為として追加するものでございます。

それでは次に事項別明細書により、歳入歳出補正予算のご説明をいたしますので、24、25ページをお開きください。初めに歳入でございますが、款19繰越金、970万4,000円の増額補正は前年度繰越金であります。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。初めに、款5農林水産業費、項1農業費、目6農業施設費、集落センター管理運営事業821万3,000円の増額補正は耐震改修中の基幹集落センターにおいて、2階の大会議室天井ボード等に石綿含有剤が使用されていることが判明し、その除去工事に伴う工事請負費の増額であります。

次に、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、補正額は149万1,000円であります。小学校管理事務事業60万9,000円の増額補正は老川小学校と西畑小学校の統合に伴い、校名の変更により西小学校で早急に必要となる、児童用の名札、封筒の印刷等の需用費及び学校印、校長印、大会出場用のユニホーム等の備品購入費並びに通学バスの待合所として利用する、基幹集落センターの本棚、椅子等の施設、備品購入費であります。同じく小学校施設管理事業88万2,000円の増額補正は、老川小学校の閉校に伴う侵入禁止措置、OA機器の撤去やパソコンのデータ移行の作業料、使用できる備品等の西小学校への移動作業費の経費であります。

以上、平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第11号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） スクールバスの運行業務委託の件なのですが、老川小学校の子どもの場合や、特に低学年生なんかは学校が遠くなることによって、最低でも身体的な負担というのは、随分大きくなると思うのですね。どういうダイヤで、このスクールバスを運行するような計画を立てているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 統合に伴います、老川地区から西小学校までのスクールバスの運行の予定なのですが、一日5便を予定しております。朝登校に2便、帰りの下校に3便、登校につきましては、栗又地区から路線バスが老川十字路に来るのが、7時前と非常に早い時間になります。その時間に合わせまして、7時すぎに1便を出します、あともう1便は、学校の登校時間に間に合うように、7時40分頃に出す予定であります。帰りの3便につきましては、低学年の下校時間、高学年の下校時間がそれぞれ違いますので、その時間に合わせまして2便、あともう1便は、クラブ活動があります。その時間に合わせて、合計で3便を予定しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） これは全くスクールバス対応だけですか。住民が利用することもできるのですか。それと小学生だけではなくて、中学生も利用することになっているのですか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） まず、結論から申しあげますと、こちらのスクールバスは小学生を対象としておりまして、ほかの方は対象としておりません。それで中学校の方も時間帯とかも調べたのですけれども、路線バスもありますので、従来通りの通学となることと考えております。そういうわけで、今回の通学用のバスは、旧老川小学校の児童29名を対象としております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） スクールバスの件でございますが、今度統合になりますので、現西畑地域、老川地区と一緒にするというふうにご考えまして、1校という認識をさせていただきたいと思っております。そうしますと、西畑地域におきましても、小学校区4km以上超え地域があると思っておりますが、これに関しましてスクールバスの運行をして欲しいという、今までの要望もあったと思っております、そうしました時に、今回旧老川地区という表現、申しわけありませんが、老川小学校におきましてスクールバスの運行はしますけれども、西畑小学校区は考えていないということについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 老川小学校と西畑小学校の統合に関しましては、全体で通学について検討させていただきました。それで、現に老川で今回決定となりました方法が、従来どおり老川小学校と同様に老川十字路まで、全ての児童に出てきていただきます。それはまさに今まで老川小学校に通ったと同じ方法で、皆さん子どもに来ていただきますので、それから先、今回統合によってプラスアルファ遠距離となった部分については、町が送迎をするという考えでおります。従いまして、老川の子どもたちは今まで以上に便利になった子どもは1人もいないと言い方は悪いのかもしれませんが、今まで通りに登校するのと同じように、申しわけないのですけれども西畑でも登校していただくという考えをもっております。もう1点なのですが、老川から西畑に通う途上で伊保田の集落入口を通ります、実



際にキロ数を測りましたならば、西小学校から3.7キロ、実際そこから部落に入りますますと、4キロ以上になりますので、よかったら乗りませんかという提案を、伊保田の児童の家庭に話させていただきました、で、自分たちは今まで通り通うということでそういう話になっております。あともう1点、紙敷地区なのですけれども、キロ数が4キロに微妙な世帯もあるのですけれども、おおむね4キロ未満となっておりますので、町の助成なしに学校まで通学していただけるものと解釈しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 農業施設費の工事請負費なのですけれども、集落センターの管理運営事業につきまして、この基幹集落センターの耐震改修工事なのですけれども、これは当初予算に載せなかった理由についてちょっと伺いたいのですけれども。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 当初予算に載せなかった理由ということでございますけれども、基幹集落センターにつきましては、耐震診断調査、これを平成23年度に行いましたけれども、これにおきましては、耐震診断だけで石綿の事情調査はしておりませんでした。従いまして耐震補強工事耐震診断調査に基づく耐震補強工事及び改修工事の設計には、石綿の撤去、処分をする費用、工事をやっていますけれどもこの費用は含まれておりません。本改修工事におきましては、解体改修工事を施工する中で、石綿の使用の疑いがあれば工事に取り掛かる前に、石綿の調査をすることとなっておりますので、これにみまして石綿の含有調査をしましたところ、使用が確認されましたので原則的に石綿の除去が義務付けられておりますので、人体に有害な物質でもあり撤去処分をとるものであります。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） ちょっとお尋ねしますけれども、この基幹集落センターは一部下の部分は税が使われていましたよね、それと左かたの広場の脇に確かスタンドがあったと思うのですけれども、そういう物の撤去に関しては農協が全部やってくれるのですか。それともこの工事の負担金分は全て町で負担して、農協は負担なしということですか。ちょっと伺います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 基幹センターの中には老川農協が入っております。で、現在その部分を老川出張所として使っておりますけれども、今あの耐震改修工事に当たります、老川出張所とそこに郵便局が入る予定でございます。で、その改修に当たりますは、農協からの負担は戴いてはおりません。またスタンドございました、スタンドにつきましては、まだブロック塀等があるのですけれども、このブロック塀につきましては、撤去等は農協のほうにお願いをしていきたいというふうに考えています。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（小高芳一君） 賛成多数であります。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程の追加

○議長（小高芳一君） お諮りします。

ただいま、7番志関武良夫君から、大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についての議案が提出されました。この議案につきましては、本日の会議で審議し可決された第1号議案に関連し施行期日等の関係から急施を要する事件と認め、本日の会議で審議すべきと判断いたします。したがって、この議案は日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

提出された議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

職員をして議案を配付します。

(議案配付)

○議長(小高芳一君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 配付漏れなしと認めます。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小高芳一君) 追加日程第1、発議第1号 大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

7番志関武良夫君。

○7番(志関武良夫君) 先ほど、執行部の方から提案がございましたけれども、発議第1号として提案説明をさせていただきます。

それでは、発議1号の大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

議員ご承知のとおり、地方自治法の一部を改正する法律が、昨年9月5日に公布されました。

議員及び会派の行う調査研究、あるいは政務活動に関する規定の改正が行われました。これを受けまして大多喜町におきましても、所要の条例整備を行うため、本日開催の議会臨時会で関係条例案であります、大多喜町議会政務活動費の交付に関する条例が提出され、可決されました。これによって「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改められたことから、議会及び議員の活動原則などを定めた、大多喜町議会基本条例の中の、第7章 第19条中の政務調査費を規定した部分につきまして、「政務活動費」に表現を改めるため、一部改正を行うものであります。改正する条例案の内容及び提出する時期等について、議会運営委員で協議を行い、施行期日等の関係から、本日開催の議会に追加上程するものであります。なお、一部改正の条例案につきましては、議会事務局の方から説明をお願いしたいと思いますが、本議会について賛成者、江澤勝美議員ほか3名の賛同をいただき、提出いたしましたので、よろしくご審議いただき、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(小高芳一君) 事務局長。

○議会事務局長（高橋謙周君） それでは提出されました発議案につきましてご説明をさせていただきます。

大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてということで、提出者は大多喜町議会議員志関武良夫、賛成者、同江澤勝美、賛成者、同吉野僖一、賛成者、同正木武、賛成者、同吉野一男でございます。上記の議案を、地方自治法第112条及び大多喜町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出しますということで、裏側になりますけれども、右側のほうには新旧対照表がついておりまして、非常にわかりやすくなっておりますが、大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例ということで、大多喜町議会基本条例（昭和24年条例第16号）の一部を次のように改正する。

まず第1点目が、「第7章 政務調査費」を「政務活動費」に改めるものでございます。

それから第7章の中にあります第19条ですが、19条の見出しを「政務活動費」に改めまして、同条第1項中、「大多喜町政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第12号）」をこのたびの議会で可決成立いたしました「大多喜町議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例〇号）」に改め、そして「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項及び同条第2項の「、政務調査費」を「、政務活動費」に改めるものでございます。

なお、附則で、この条例の施行期日でございますが、平成25年3月1日から施行するというところでございます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 説明は終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略し、これから採決をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉議及び閉会の宣言

○議長（小高芳一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお議員各位には、この後、議員全員協議会をこの会場で開催しますので、引き続きご出席くださりますようお願いいたします。

これにて会議を閉じます。

平成25年第2回大多喜町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時42分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成25年 5月 9日

議 長 小 高 芳 一

署 名 議 員 吉 野 一 男

署 名 議 員 麻 生 勇